

- 11 体育指導委員の活動のための経費として、1人当たりの
 予算化を確保されたい。
 報酬 1年 3,000円以上
 調査資料代等の経費 年 2,000円以上
 各種会議の分担金、負担金として 2,500円以上
 その他費用弁償関係
12. 体育の日、日本体操祭、スポーツ教室等社会体育関係行
 事開催費を予算化されたい。
- 13 市町村体育協会、スポーツ少年団結成促進をはかるため
 の助成指導費を予算化されたい。
- 14 学校体育の施設を社会体育のために開放に要する経費
 (修繕費、手当)を予算化されたい。
- 15 小中学校スポーツテスト実施に伴う用具等の整備に要す
 る経費について予算化されたい。
- 16 学校体育施設設備充実のための予算化をはかられたい。

●本年度市町村教育委員会育成指導のために作成した資料

- ① 昭和43年度市町村教育費の実態・昭和45年度予算編成に
 対する要望事項
- ② 市町村教委事務局職員研修会資料
- ③ 市町村教育長研修会資料
- ④ 争議行為に関する最高裁判所大法院判決三件

第10節 職員団体との話し合い

本年度における職員団体との話し合いのおもなものは、つぎ
 のとおりである。

- 1 昭和44年4月18日 福島県立高等学校教員組合
 午前11時～正午 教育委員会室
 教育庁総務課長、高等学校教育課長外
 県立高教組委員長 佐藤 正外10名
- 交渉内容
- ① 基本給の引き上げについて
 ・一律 8,000円引きあげ
 ・講師採用、中途採用などの不合理解消
 ・一時金5ヵ月プラス2万円とし勤勉手当を廃止する。
 ・教育職2等級から1等級へのわたり
 ・機能訓練士、実習講師、図書館司書などをもちなが
 ら資格相応の待遇をうけていない職員の任用替をお
 こなうこと。
 ・技能員、労務員、用務員、警備員などの基本給を大
 幅に引きあげ身分の安定をはかることなど。
- ② 諸手当の支給について
 ・研修手当、通勤費の実費支給等
- ③ 労働条件の改善について
 ・教職員の宿日直を完全に廃止すること
 ・教職員休憩、休息のための時間を保障し、施設を充
 実する。
- ④ 旅費の支給について
 ・旅費訴訟の終結に際してかわした確認事項を完全
 にまもり、さらに前進させること。
 ・旅費の単価を大幅に増額すること。
 ・生徒引率旅費は、県費で完全に支給すること。
 ・修学旅行の旅費は、別枠とすること。

- ⑤ 教職員の定数増について
 ⑥ 施設・設備の充実について
 ⑦ 父母負担の軽減について

- 2 昭和44年5月17日 午前10時30分～正午
 福島県教職員組合 教育委員会室
 県教育長、次長外関係課長10名
 県教組中央執行委員長 斎藤峯夫外6名

○交渉内容

- ① 全職員の基本給を一律1万円引きあげられたい。
 ② 期末手当5ヵ月プラス2万円を支給し勤務手当は廃
 止されたい。
 ③ 管理職を除く全職員に対しいっせいで一増をされたい。
 ④ 2等級から1等級へのワタリ昇格を実現されたい。
 ⑤ 通勤手当実費支給のための予算措置を講ぜられたい。
 ⑥ 修学旅行費、赴任旅費、就職指導旅費を別枠として
 計上し、支給されたい。
 ⑦ へき地勤務の独身者に対しては、帰省旅費の支給、
 無医地区居住者には、医療旅費を支給されたい。
 ⑧ 教職員に対する時間外勤務手当を支給されたい。ま
 た、この措置が実現されない間は、明示、黙示を問わ
 ず、いかなる時間外勤務も絶対に行なわせないよう行
 政指導を徹底されたい。

なお、修学旅行の勤務取扱いについて見解を明らか
 にされたい。

- ⑨ へき地加給を増額し、支給地域の拡大をはかり、6
 月議会で予算化されたい。
 なお、制度化以前の経験年数も支給対象とされたい。
 ⑩ 教職員の宿日直を全廃されたい。それまでの間、土
 日曜、祝日の宿日直を全廃されたい。
 ⑪ 自主的教育研修と教職員の福利厚生生活動については、
 義務免措置を講ぜられたい。

- 3 昭和44年6月28日 午前11時～12時30分
 福島県高等学校教職員組合 教育委員会室
 県教育庁総務課長 高等学校教育課長外 10名
 高教組委員長 桜木 佐久雄 外 11名

○交渉内容

- ① 高校教職員を専門職として位置づけ抜本的給与改善
 をはかられたい。当局、号俸引上げ又は、昇給期間短
 縮等の措置により、高原型給与体系に近づけ先進県な
 んの高校給与とされたい。
 ② 前歴を有する高校教職員で、他の教職員との均衡上、
 著しく給与が陥没している者に対する特別な調整措置
 を講じられたい。
 ③ 夜間定時制高校に勤務する教職員のうち、一定年数
 以上在職する者に対する優遇措置をはかられたい。
 ④ 実習助手のうち、2級普通免許状以上の免許を取得
 した者に対し、特別号給2等級へのワタリ、実習教諭
 任用の優遇措置を講じられたい。
 ⑤ 通勤手当の実費支給および自家用車等の使用者に対
 しては、定期代相当額を支給する措置を講じられたい。
 ⑥ 講師手当、宿日直手当、舎監手当等の増額をはかる
 とともに、研究手当の新設をはかられたい。
 ⑦ 現行定数法に基づく高校教職員の充足率を向上され